

台湾における自然資源保全・利用地域の経過と現状

水谷知生・中島慶二

要旨

台湾における自然資源の保全と利用については、現在、国家公園法、森林法、文化資産保存法、野生動物保育法、発展観光条例などに基づき、国家公園、国家風景区、自然保留区、国家森林遊楽区、野生動物保護区などの各種地域地区の指定により進められている。これらの地域地区の現状を一覧し、地域地区の位置づけ、設定された歴史的経過、特に日本統治下で行われた自然資源の保全と利用の施策との関連性、地域地区の相互関係、地域指定と土地所有との関係などを整理した。自然資源の保全に関する地域地区は1970年代の国有林での自然保護区の設定から展開し、1980年代に文化資産保存法、1990年代に野生動物保育法に基づく地域地区の設定が進み、時代にあわせ制度も柔軟に変化してきていること、国家公園の一般管制区を除き、保全を目的とした指定地域はほぼ公有地であること、保護地域の相互の重複が極めて少ないことが明らかとなった。

キーワード：台湾、保護地域、自然資源、国家公園

1. はじめに

台湾の自然保護地域については、親泊（1994）が制度を概観し、国家公園法、文化資産保存法、野生動物保育法を三本柱の法律として整理している¹⁾。このうち国家公園法は日本統治下の国立公園が原型とされ、日本の国立公園法が台湾における自然保護地域の制度的な嚆矢の一つとされる。

日本統治下の台湾の国立公園は、1927年の「台湾八景」の選考による自然景観に対する関心の高まり、1930年代の山岳レクリエーションの普及などを背景として設立が進められ（曾山2003）²⁾、1937年12月に大屯、次高タロコ、新高阿里山の3地域が国立公園に指定される。内地で最初の国立公園12箇所は1934年から1936年に指定されているが、その直後に台湾の国立公園も指定されている。1937年に指定された3地域は現在、陽明山国家公園、太魯閣国家公園、雪霸国家公園、玉山国家公園、阿里山国家風景区、北海岸及観音山国家風景区の区域に含まれ、自然風景の保全と利用が図られているとされる（西田2012）³⁾。

台湾の自然保護地域については、1990年代以降にも新規の地域指定、指定地域の整理が見られるが、現状の制度を再整理した国内の報告はみられない。本稿では、台湾の自然

資源の保全・利用に関する現在の制度を概観するとともに、それらの制度が日本統治下も含め、どのような経過で成立してきたのかを文献資料により明らかにする。日本統治下には1922年に内地の法律が直接適用される制度となるなど、自然資源の保全・利用に関する制度も国内法が骨格となり、その後変更が加えられ現在の制度となっている部分がある。日本と類似した土地利用特性を持つ台湾の制度の経過を把握し、日本と比較することは、日本の現在の自然資源の保全・利用に関する制度の課題の抽出に資すると考える。

なお、本論中では、原則として台湾の法令・制度名、行政機関名は日本の常用漢字で表記し、個別の指定地域地区の名称は台湾の漢字表記で示す。

2. 台湾の自然資源保全・利用制度

(1) 制度の概略

現在の台湾における自然資源の保全・利用に関する国家級の地域地区の指定制度として、保全に関して、行政院農業委員会による「國土生態保育綠色網絡建置計畫（111年至114年）」では、自然保留区、野生動物保護区、野生動物重要棲息環境、自然保護区、国家公園（国家自然公園を含む）の5地域を国家保護区系統としてあげている⁴⁾。利用に関して、呉（2011）は、貴重な自然資源の経営管理体制として、国家公園、国家風景区、森林遊楽区、一般景勝地等が指定され、特に国家風景区は観光局の経営下で重要な資源としている⁵⁾。国家公園については、自然資源の保全とともに、利用の地域地区としての位置づけもなされている。上にあげた地域地区が自然資源の保全・利用に関する台湾の指定制度と整理できる。

また、農業委員会林務局の管（2003）によれば、国有林の林地は自然保護区、国土保安区、森林育楽区、林木経営区の4類型に区分され、それぞれの区分の条件は以下のとおりとされる⁶⁾。

- (1) 自然保護区：原生林分布区域、文化資産保存法に基づく自然保留区、森林法による自然保護区、野生動物保育法による野生動物保護区、野生動物重要棲息環境、国家公園法による国家公園の生態保護区、特別景観区、史蹟保存区。
- (2) 国土保安区：標高2500m以上又は勾配35度以上の区域、森林法による保安林、国家公園法による国家公園の一般管制区など
- (3) 森林育楽区：森林法による国家森林遊楽区、国家公園法による国家公園の遊憩区、発展観光条例による風景特定区
- (4) 林木経営区：標高2500m以下で勾配35度以下の区域、平坦で土層が厚い人工造林地区、林道に接し経済性がある地域など、上記条件に合う国家公園法による一般管制区

この区分は森林を対象としたものであるが、これにより、各指定地域の自然資源の保全、利用上の位置づけとして、保全に関する地域は、自然保留区、自然保護区、野生動物保護区、野生動物重要棲息環境と国家公園の生態保護区、特別景観区、史蹟保存区、利用に関する地域は、森林遊楽区、風景特定区、国家公園の遊憩区と整理される。

表1に自然資源の保全・利用の地域地区制度のそれぞれの成立時期と現状の箇所数、面積、根拠法を示した。また、各法の前身となる制度を日本統治下のものも含めて整理した。国家公園については、保全、利用のどちらの区分に含めるか、整理が難しい区分があるこ

とから、便宜的に保護地域に含めている。

表1 台湾における自然資源保全・利用に関する国家級の指定地域地区の概要

地域地区指定制度	指定年	箇所数	区域面積ha (陸域面積ha) 陸域面積国土比%	地域地区指定根拠法 (公布年)	根拠法の前身 となる法律	制定年
自然保留区 Nature Reserves	1986～	22	65,602 (65,485) 1.81%	文化資産保存法(1982)	史蹟名勝天然 紀念物保存法 古物保存法	1930(内地法 施行) 1931(中華民 国法)
国家公園 National Parks	1985～	9	749,651 (310,156) 8.57%	国家公園法 (1972)	国立公園法	1935(内地法 施行)
国家自然公園 National Nature Park		1	1,123 0.03%	国家公園法 (1972)		
野生動物保護区 Wildlife Refuges	1991～	21	27,853 (27,557) 0.76%	野生動物保 育法(1989)	銃猟取締規則 狩猟法	1903(台湾総 督府令) 1931(中華民 国法)
野生動物重要棲息環 境 Major Wildlife Habitats	1995～	39	402,904 (326,308) 9.01%	野生動物保 育法(1994 改正)		
自然保護区 Forest Reserves	(1974～) 2005～	6	20,789 0.57%	森林法 (2004改正)		
<資源保全地域計>		98	1,210,657 (694,449) 19.19%			
国家森林遊楽区 Forest Recreation Areas	1967～	22	39,765 1.1%	森林法 (1985改正)		
国家風景区 National Scenic Areas	1979～	13	693,513 (531,273) 14.67%	發展觀光条 例(1969)		
<資源利用地域計(国家公園 を含まない)>			733,278 (571,038) 15.78%			

※資源保護区域の箇所数・面積は林務局自然保育網：「自然保護區域總表」⁷⁾による2022年
末のもの。資源保全地域計の面積は自然保護區域總表の総計により、重複部分を含ま
ない

国家風景区の箇所数・面積は「交通部觀光局所屬13處國家風景區介紹」⁸⁾(2023年4月閱
覽)により作成

国家森林遊楽区の面積は農業委員会林務局「森林遊楽區範圍界」GISデータ9(2023年3
月更新)の面積による。資源利用地域計の面積には2地域の重複部分が含まれる
台湾の陸域面積は3,619,707ha(内政部2023年3月資料による)

学術論文

図1に自然資源の保全に関する地域地区、図2に自然資源の利用に関する地域地区の範囲を図示した。国家公園については、両者に図示している。また、野生動物保護区は、野生動物重要棲息環境に含まれている。



図1 自然資源の保全に関する地域地区(本島と周辺部分のみ)

黒色：自然保護区，自然保留区 灰色：野生動物重要棲息環境 斜線：国家公園
 内政地理資訊圖資雲整合服務平台 (TGOS)⁹⁾ 掲載の農業委員会，内政部宮建署作成の情報による



図2 自然資源の利用に関する地域地区(本島と周辺部分のみ)

黒色：国家森林遊楽区 灰色：国家風景区 斜線：国家公園
 国家風景区名は太字，国家公園名は太字斜字，森林遊楽区名は，1八仙山2大雪山3内洞4合歡山5向陽6池南7東眼山8奧萬大9滿月圓10墾丁11雙流12藤枝(13明池)(14棲蘭)15太平山16阿里山17富源18武陵(19惠蓀林場)20觀霧21知本22拉拉山<()は国家森林遊楽区ではない>

内政地理資訊圖資雲整合服務平台(TGOS)掲載の農業委員会，内政部營建署，交通部作成の情報による

3. 第二次大戦前の制度

表1で整理した現在の自然資源保全・利用の地域地区制度について、最も指定・設定が古いものは1960年代の国家森林遊楽区で、それ以外は概ね1980年以降に指定・設定された地域地区である。しかし、これらの地域地区の前身となる制度について、第二次大戦前からの制度が確認される。

1895年からの日本統治下における台湾での法律については、1896年に立法権を台湾総督府に事実上委任する「台湾ニ施行スヘキ法律ニ関スル法律」が定められ、日本の内地法を直接適用するのではなく、台湾の現地事情に即し台湾で適用される法律を制定することとされた。その後、1921年に日本の内地法の直接適用を原則とすることが定められ、1923年から内地法の直接適用が進んでいく¹⁰⁾。

日本統治下での自然資源の保全・利用に関する制度としては、1903年に銃猟取締規則が台湾総督府令として施行されている。その後、内地法が直接適用されたものとして、1930年に施行された史蹟名勝天然紀念物保存法と1935年に施行された国立公園法がある。これらの法は、日本統治が終了し、1945年10月に中華民国国民政府が中華民国法を台湾に施行するとともに効力を失う¹¹⁾。古物保存法、狩猟法は中華民国法として1931年に公布され、1945年から台湾で施行され、それぞれ文化資産保存法、野生動物保育法が成立した時点で廃止されている。以下に日本統治下での自然資源保全・利用に関する制度と第二次大戦後の状況を概観する。

(1) 史蹟名勝天然紀念物保存法

台湾での史蹟名勝天然紀念物保存法(内地では1919年施行)は、1930年2月勅令27号により台湾に適用され、9月に史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則、史蹟名勝天然紀念物保存法取扱規程が台湾総督府により定められる。また、10月に史蹟名勝天然紀念物調査会規程が定められ、1933年11月に最初の史蹟6箇所と天然紀念物6種類が指定される。天然紀念物は芝山巖、海蝕石門、北投石、泥火山の地形が4種類、儒艮(じゅごん:高雄州恒春郡沿海)とミカドキジ(全島)の動物2種類が指定されている(総督府告示166号)。さらに1935年には史蹟48箇所、天然紀念物として、過港の貝化石層、紅樹林、毛柿及榕樹林、熱帯性海岸原生林、フトヲアゲハ、タイワンイタチの6種類(化石1種類、植物群落3種類、動物2種類)が指定されている(総督府告示184号)。1941年には史蹟10箇所、天然紀念物として仙客石海岸原生林、稲の野生種の自生地、ムカシリユウビンタイ及ヒシガタヤッコソウの自生地、臺灣高地産鱒(サラマオマス)、センザンコウ、小紅頭頰の植物相、レンカクの7種類(植物群落4種類、動物3種類)が指定された(総督府告示417号)。この間、地方庁によって天然紀念物の仮指定が行われるなど、史蹟名勝天然紀念物保存法により積極的に動植物やその生息地の保存が図られていた。

1945年以降、史蹟名勝天然紀念物保存法は適用されなくなり、1930年に公布、1931年に中華民国に施行されていた古物保存法(中華民国法)が施行される。この法律の対象範囲は考古学、歴史学、古生物学、その他の文化に関連するすべての「古物」とされている(法第1条)が、史蹟名勝天然紀念物保存法の対象となっていた名勝、天然紀念物は対象外であり、自然資源の保存という機能はこの法律にはなかった。その後、1982年に文化資産

保存法が公布され古物保存法は廃止される。文化資産保存法は文化資産を古物、古跡、民族芸術、民俗及び関連文物、自然文化景観の5種類に区分し、自然景観が対象に含まれることとなった。その後区分は見直され、2005年には古跡、歴史建築及び集落、遺跡、文化景観、伝統芸術、民俗及び関連文物、古物、自然地景の7種類の区分となっている。第二次大戦後の自然資源の保全制度の概要は4章でみるが、日本統治下で史蹟名勝天然紀念物保存法の対象であった自然資源として、天然紀念物の地形、地質、生態系、植物種、植物群落、動物種があったが、国有林内の生態系、動植物生息地については、1970年代から国有林自然保護区として保全対象となり、1982年に文化資産保存法の制定により一部が自然保留区となり、また、同法に基づく希少植物、希少動物として保全が進められる。その後1989年の野生動物保育法の制定により、動物種については同法の対象となり文化資産保全の対象から除外されている¹²⁾。

日本統治下での史蹟名勝天然紀念物保存法による保存の仕組みは、戦後に断絶はあったものの、森林法、文化資産保存法、野生動物保育法での指定地域、指定種保全制度として継承されている。なお、戦前、内地では自然資源の保全にも資する仕組みとして史蹟名勝天然紀念物保存法に基づく名勝が指定されていたが、台湾ではその指定はなく、これを継承する仕組みは台湾ではみられない。

(2) 国立公園法

国立公園法(内地では1931年施行)は、1935年9月20日勅令273号により行政諸法台湾施行令が改正され、第1条の「左ニ掲グル法律ハ之ヲ台湾に施行ス」として内地法を直接台湾に適用する法律を規定する条文に「国立公園法但し行政訴訟ニ関スル規定ヲ除ク」と国立公園法が規定された。また、第36条で「国立公園法中国立公園委員会トアルハ台湾国立公園委員会トス」と、内地の国立公園委員会とは別に台湾国立公園委員会を置く点だけが読み替えられている。同日の勅令277号では台湾国立公園委員会官制が制定され、それぞれの附則で施行期日は台湾総督が定めることとされ、10月20日の台湾総督府令75号で施行されている。

国立公園法に基づき1937年12月に大屯、次高タロコ、新高阿里山の3地域が国立公園に指定される。戦前戦中の台湾の観光状況について呉(2015)は、1937年には「観光報国」政策に呼応して台湾で観光報国週間が実施され、台湾の興隆の姿を海外に宣伝し、外国人観光客の島内消費額を高めることを目指したが、1942年に入ると外国人観光客の誘致と外貨獲得方針を捨て、1943年には軍事以外の業務や一般旅行は制限された。台湾での国立公園指定による観光事業の展開はみられず、戦後、台湾観光事業の父と呼ばれる游彌堅が代表となる台湾観光協会が1956年11月に設立され、1957年11月には国家公園立法要旨草案を政府に建議したことが記録されている¹⁴⁾。また、林(1958)は台湾省風景協会が1952年1月に政府に国立公園法の制定と陽明(大屯山)、中央(太魯閣)及び玉山の国立公園指定を提案し、1955年4月にも再び提案した動きを記している¹⁵⁾。

台湾省風景協会は游彌堅が理事長であったことから、これら国家公園立法、公園指定の提案については一連のものと見られる。台湾省風景協会は観光事業の発展に関し省政府へ建議、請願を行っていたことが確認され¹⁶⁾、この中で台湾省風景協会は1955年4月の国

家公園法の制定と3地区の指定の建議が確認される。風景協会の提案は、このほか、観光事業を重要な経済政策に位置づけること、山地への立ち入りを制限する法律を緩和して観光客の入山を容易にすること、各県市政府による風景区の積極的建設に関することなどであった(1956年6月建議、陳情)。風景協会の建議が国家公園法の制定に直接結びついていたわけではないが、日本統治下で指定された3国立公園が、戦後の台湾観光事業を進展させる上での核と考えられていた。

(3) 銃猟取締規則(狩猟法)

狩猟に関する制度として、銃猟取締規則(台湾総督府令47号)が1903年6月から適用されている。内地では1892年に狩猟規則が公布され(勅令84号)、1895年に狩猟法が制定される。狩猟法は1901年、1919年に改正されるが、台湾総督府による銃猟取締規則は、内地で施行されていた狩猟法(明治34(1901)年改正法)の仕組みと比べた場合、猟の免許を持つ者が猟をできること、免許の有効期限は秋から冬の間であること、保護すべき鳥獣を定めて銃猟等を制限すること、銃猟できない場所として公道、社寺境内、人家稠密の場所等を指定していることなどの基本的構造は同じであり、明治34年改正狩猟法を基本に台湾での規則が定められたと考えられる。しかし、銃猟のみ制限し、わな猟について制限がないこと、「保護ヲ必要トスル鳥類ハ捕獲スルコトヲ禁ス」と規定され、獣類で保護すべき種類を想定していないことなど相違点も見られ、台湾の実状に合わせて修正したものと考えられる。銃猟取締規則に基づき1905年8月に保護鳥種類が定められ(台湾総督府告示101号)、鶉(ひたき)、三光鳥等16種類が通年で保護され、7種類が冬季を除いて保護される種類として定められている。内地では、1919年に狩猟法が大きく改正され、それまで保護対象種を定めて、それ以外の鳥獣の狩猟は可能としていた仕組みを、鳥獣の捕獲は一般に禁止し、指定された鳥獣の種類が狩猟の対象となる仕組みへ大きく変化している。ところが台湾での銃猟規則では、内地での狩猟法改正後も大きく制度を変えることなく、保護鳥類を指定する制度のままとなっている。

第二次大戦後、1931年に制定された中華民国の狩猟法が適用されることとなった(その後1948年に改正される)が、この法律では、鳥獣を人や農林業へ被害を与えるものと利益を与えたり食用となるものに区分し、取扱を変えている点が内地の狩猟法や台湾総督府の銃猟取締規則と違っている。ただ、狩猟免許を持ち、狩猟期間に、銃猟禁止区域以外で狩猟が可能という構造はほぼ同じである。中華民国法制は日本の要素をその淵源に備えているとされ¹⁷⁾、日本法を参考に作成された可能性はあり、1945年以降中華民国の狩猟法が適用されたとしても、それ以前の銃猟取締規則の構造と大きな違いはなく、さほどの混乱もなかったものと考えられる。

台湾における野生動物の保護については、1989年の野生動物保育法の成立によって体系化される。この法律は脊椎動物から昆虫までを対象としており、施行と同時に狩猟法は廃止され、狩猟の仕組みも野生動物保育法において改めて規定されることとなった。

4. 第二次大戦後の自然資源保全制度

(1) 国有林自然保護区

第二次大戦後の台湾の自然資源保全のための地域地区指定制度としては、国有林での保全の取組が1970年代からみられる。黄（1997）によれば、1964年に希少植物と野生動物資源の調査を開始、原始林の保護を提唱し、1976年に台湾省政府により「台湾林業経営改革案」が実施されてから国有林に自然生態保護区を設立する動きが本格化した¹⁸⁾。1976年の「台湾林業経営改革案」の第13条で、国有林の多面的機能を発揮させるため、自然生態保護区及び森林遊楽区を建設し、天然景物及び希少動植物の保存、学術研究、教育、保健休養機能を増進することを規定している。この改革案の前に、台湾省林務局は1974年に最初の自然保護区として出雲山(6,248ha)、1975年に挿天山(7,759ha)と觀霧台湾檫樹(20ha)の2カ所を設定した。その後、1980年までに武陵櫻鉤吻鮭、台東紅葉村台東蘇鉄の2カ所、1981年には17カ所と設定を進めた。1986年の文化資産保存法の施行後は自然保護区の一部が自然保留区として設定され、1992年までに国有林が設定した自然保護区、自然保留区は35カ所、総面積151,679haとなり、全台湾の森林面積の9%を占めることとなった。自然保留区は計11カ所、面積62,313ha、自然保護区が24カ所、面積89,366haであった。黄（1997）は35カ所を設置目的と性質によって大きく以下の4種類に分類している。(1) 原生生態系保護区：挿天山、南澳闊葉林、雪霸、鹿林山針闊葉林、浸水營針闊葉林、大武山など11カ所。(2) 特殊地景保護区：烏石鼻、三義火炎山、甲仙四德化石、十八羅漢山の4カ所。(3) 特有植物保護区：淡水紅樹林、坪林台湾油杉、觀霧台湾檫樹、阿里山台湾一葉蘭、大武台湾油杉など14カ所。(4) 特有野生動物保護区：武陵櫻花鉤吻鮭、二水台湾獼猴、出雲山、雙鬼湖、台東台湾獼猴、玉里野生動物の6カ所、と生態系保全、地形地質保全、動植物保全と多様な目的で国有林内に自然保護区、自然保留区が設定された。

1989年には野生動物保育法が公布、野生動物保護区が1991年から設定され、国有林自然保護区、自然保留区は、野生動物重要生息環境(野生動物保護区を含む)として改めて設定されるものもあり、自然保護区の数も減少する。

2004年に森林法第17-1条として、森林生態環境を維持し生物多様性を保存するために、森林区域内に自然保護区を設置し、その資源特性、管制人員及び交通機関の出入りを規制しなければならないとする内容が規定され、自然保護区の法的根拠が明確になる。2006年に大武台湾油杉、海岸山脈臺東蘇鉄、關山台湾海棗、雪霸(以上1981年当初指定)、甲仙四德化石(1991年当初指定)、十八羅漢山(1992年当初指定)の6ヶ所の自然保護区が森林法に基づいて改めて指定され、現在に至っている。

(2) 文化資産保存法と自然保留区

1982年に文化資産保存法が制定されたことは3章(1)で記したが、法に基づく5つの文化資産の一つと位置づけられていた自然文化景観には、生態保育区、自然保留区、希少動植物の3種類が含まれていた。王（2017）によれば、当時の主管機関は經濟部農業局で1984年7月に指定した最初の自然文化景観は3種の希少動物であった。同年に經濟部農業局と行政院農業發展委員会が合併して行政院農業委員会となり、1986、1988、1989、1992年に15カ所の自然保留区、11種の希少植物と20種の希少動物が指定され、台湾の自

然資産（Natural Heritage）の代表となっていた。自然保留区には上述の国有林自然保護区の区域を設定したものもある。その後1989年に野生動物保育法が施行され、希少野生動物が保育類野生動物として指定され、法令の重複を避けるため2000年には文化資産保存法で指定された23種類の希少動物をすべて解除している¹⁹⁾。

2005年の法改正により、自然文化景観は文化景観と自然地景に変更され、文化景観は行政院文化建設委員会が主管し、自然地景は農業委員会が主管することとなった。自然地景は「自然価値を保全するための自然区域、地形、植物及び鉱物」と定義され、自然地景は自然保留区と自然記念物に区分され、自然記念物には希少植物及び鉱物が含まれる。それ以前にあった生態保育区と希少動物の区分は削除された。

その後、2016年に地質、地形の保存に重点をおいた法改正により、自然地景の下にあった自然記念物を自然地景と並列とし、自然地景は自然保留区と地質公園の2種類、自然記念物は希少植物、希少鉱物、特殊地形及び地質現象の3種類と整理した。

自然保留区は最も規制が厳しい自然保護区域で、人為的な干渉の少ない自然遺産を保護するため、現状変更を禁止し、主管機関の許可を得ずに立ち入りを禁止し、学術研究と一部の環境教育だけに提供している。自然保留区は1986年から指定され、表1で示すように2023年4月時点で22箇所、65,602ha、陸域面積65,485haが指定されており、国土の陸域面積の1.81%を占めている。図1では2022年6月のデータでの各自然保留区の位置、範囲を示している。自然保留区の規模は、原生的な自然環境を保全する大武山が47,000haと非常に広域であり、插天山が7,759ha、天然林の保護区である出雲山が6,249haと比較的広範囲の保護区となっている。出雲山については、林務局が1974年に最初の自然保護区として設定し、区域内のキジとアオサギを保護対象とした。その後1992年3月に農業委員会は自然保留区として指定し、針広天然林、希少動植物、森林溪流及び淡水魚類を保護対象としている。台湾南部の重要な中標高自然保護地区となっている。自然保留区は、国有林自然保護区を再度設定したものを中心に1986年に8地区が設定され、その後2000年までに19地区、2001年以降に4地区が設定されている。直近では2021年7月に臺南市の龍崎牛埔惡地が設定され、12月に台北市の關渡が解除されるなど、設定、見直しも行われている。

(3) 野生動物重要棲息環境、野生動物保護区

野生動物保育法は1989年に公布、1994年に全面改正され、野生動物の保護、種の多様性の維持、自然生態の平衡を保つことを目的としている(第1条)。野生動物を「保育類」と「一般類」に区分し(第4条)、「野生動物重要棲息環境」を中央主管機関が公告し、そこでの開発行為は許可申請が必要となる(第8条)。「野生動物重要棲息環境」の中で特に保護の必要がある場合は、地方主管機関が「野生動物保護区」を指定し、保育計画を策定し実施する(第10条)。この区域指定は公聴会での意見聴取、中央主管機関への報告、野生動物保育諮詢委員会での認可が必要となる(第10条)。保護区では一般類野生動物の捕獲殺傷、伐採、植物の採集、環境汚染行為等が規制される。

保育類野生動物は、個体の捕獲殺傷等、売買、展示、保有、輸出入、飼育繁殖が規制され、野生動物からの産品についても売買、展示、保有、輸出入、加工が規制される(第16

条)。一般類の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類の捕獲は地方主管機関が定めた区域で許可証を受けて行う必要がある(第17条)。また、禁止される猟具・猟法の指定(第19条)、人身被害、農林水産業被害等を及ぼす場合の捕獲(第21条)、野生動物の生きた個体、保育類の製品の輸出入の中央主管機関の同意(第24条)、台湾地域原産ではない野生動物種の初めての輸入に際しての国内動植物への影響評価の実施と中央主管機関の承認(第27条)、中央主管機関が公告する種の飼育者は主管機関の同意なく放つことができないこと(第32条)、営利目的での野生動物取扱業者の営業許可証の取得(第36条)等が規定されている。日本の現在の鳥獣保護管理法、種の保存法、外来生物法、動物愛護管理法の一部に及ぶ非常に広範な事象を対象とした法律となっている。

野生動物保育法に基づく保護地域として、野生動物重要棲息環境と野生動物保護区がある。法が1989年に公布された時点で野生動物保護区の指定は規定されており、1991年から保護区の設定が始まるが、1994年の法改正によって野生動物重要棲息環境の設定が規定され、二つの地域地区が体系的に整理される。野生動物重要棲息環境では、農業をはじめ各種開発行為は、必要に応じ環境影響評価を行い、中央主管機関の許可を得る必要がある。野生動物保護区は、地方主管機関が野生動物重要棲息環境のうち特に保護する必要がある場合に指定し、保育計画を作成し実行し、一般類野生動物の捕獲、殺傷、虐待、植物の採取、環境汚染行為等が規制される。また、野生動物保護区に指定された土地は、必要に応じ主管機関が取得、使用することにより管理する必要がある、土地所有者、使用者等は、主管機関が公告する方法で管理する必要がある(第11条)。野生動物保護区では保護対象種の保全を目的とした土地の管理が求められ、主管機関による取得も想定されている。野生動物重要棲息環境は、動物の生息に配慮した土地利用が求められる地域である。野生動物保護区は、区域内の各種行為に制限が課せられることから、日本の鳥獣保護区特別保護区あるいは種の保存法に基づく生息地等保護区に相当する地域指定と言える。一方、野生動物重要棲息環境は野生動物の棲息に配慮した土地利用が求められる地域であるが、日本にはこれに相当する地域はない。

野生動物保護区の指定は、1991年の澎湖縣猫嶼海鳥保護区の指定が最も早く、1990年代に11箇所、2000年代に6箇所、2010年代に3箇所、計20箇所が指定されている¹⁵⁾。野生動物重要棲息環境については、1995年に臺中市、基隆市で3箇所指定され、1990年代に11箇所、2000年代に23箇所、2010年代に3箇所²⁰⁾、表1の2021年末の林務局データでは38箇所が指定されている。野生動物保護区は国土の0.75%の面積であり、日本の鳥獣保護区特別保護地区の面積の国土の0.81%とほぼ同じ比率である。野生動物重要棲息環境は国土の9%を占めており、これは、日本では鳥獣保護区(特別保護地区を除く)の面積が国土の8.5%と国土面積比としては同程度である。日本の鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は制限されるが土地利用に対する規制はなく、野生動物の生息地の管理という面では野生動物重要棲息環境と同程度の効果があるとは言えない。

(4) 国家公園での保全

日本統治下では3箇所の国立公園が指定されたが、戦後台湾では1962年に国家公園法策定会議が設けられ、国家公園の検討が始められる。1972年に国家公園法が成立、1982

学術論文

年に同法の施行法が制定され、同年に墾丁が初の国家公園として指定されるまで20年を要している。その後、国家自然公園を含め10箇所の公園が指定されている。国家公園については、その目的として自然風景、野生生物、史蹟を保護し、国民のレクリエーションと研究に供することが規定されるが、ここでは保全面について検討する。2章(1)で国有林の林地区分に際してふれたが、国家公園内は土地利用形態や資源特性に応じて、一般管制区、遊憩区、史蹟保存区、特別景観区、生態保護区の5類型に区分して管理される。

一般管制区は、他の区域に属さない土地や水域で、従来の土地利用や水域利用を許容する地区とされ、集落が含まれる。一般管制区では、工作物の新增築と撤去、鉱物掘採、土石採取、土地の開墾又は変更、漁業、家畜の放牧、運輸設備の整備、温泉水源の利用、広告物の設置などは国立公園管理処の許可が必要である。遊憩区はレジャー活動施設や一定程度の資源利用行為を許可する地区と定義され、一般管制区と同様の行為規制がある。

生態保護区は生態系を厳しく保全すべき地区、特別景観区は特殊な自然地景観を保全するために厳しく開発行為を制限する地区、史蹟保全区は重要な歴史的建築物、史跡、遺跡、文化景観、原住民族の古墳地などの地区とされ、一般管制区・遊憩区より厳しい行為制限が課せられる。これら3地区では、一般管制区・遊憩区で許可を要する行為のうち工作物の新增築、運輸設備の整備は許可を得て行うことができるが、その他の行為は原則禁止とされている。さらに生態系保護区域内では学術研究、公共の安全、公園管理上許可を得たもの以外の標本採取、農薬の使用、人工物の設置が禁止される。また、生態保護区への立ち入りには管理処の許可を要する。史蹟保全区では古物、古跡の修繕、現存建築物の修繕や建て替え、地形地物的人為的改変は許可が必要とされる。一方で特別景観区と生態保護区での水資源開発と鉱物の開発は、国立公園計画委員会の審議を経て、内政部を経て行政院の許可を受けると規定され、区域内での開発について調整の余地は残されている。国家公園ごとの5区分の設定状況について表2にまとめた。墾丁、東沙環礁、台江、澎湖南方四島の各公園は陸域と海域ごとに整理している。

表2 国家公園の区分ごとの面積 2021年末現在 単位：ha

		一般管制区	遊憩区	史蹟保存区	特別景観区	生態保護区
墾丁(陸域)	17,679	10,131 57.3%	385 2.2%	12 0.1%	1,644 9.3%	5,507 31.2%
〃(海域)	14,891	13,596 91.3%	310 2.1%		270 1.8%	715 4.8%
玉山	103,121	25,586 24.8%	240 0.2%	280 0.3%	3,393 3.3%	73,622 71.4%
陽明山	11,338	3,553 31.3%	270 2.4%	22 0.2%	5,378 47.4%	2,115 18.7%
太魯閣	92,000	2,790 3.0%	300 0.3%	40 0.0%	22,630 24.6%	66,240 72.0%
雪霸	76,547	22,833 29.8%	86 0.1%	41 0.1%	2,133 2.8%	51,455 67.2%
金門	3,529	1,736 49.2%	267 7.6%		1,526 43.2%	

台湾における自然資源保全・利用地域の経過と現状

東沙環礁(陸域)	179	44 24.7%		2 0.9%	133 74.5%	
〃 (海域)	353,489	44 24.7%			295,810 83.7%	57,661 16.3%
台江(陸域)	5,090	2,790 54.8%	41 0.8%	16 0.3%	1,618 31.8%	625 12.3%
〃 (海域)	35,641	35,641 100.0%				
澎湖南方四島(陸域)	370	53 14.3%			318 85.7%	
〃 (海域)	35,473	18,777 52.9%	26 0.1%		16,600 46.8%	71 0.2%
壽山国家自然公園	1,131	840 74.3%	17 1.5%	13 1.1%	258 22.8%	
総計(陸域)	750,479	138,389 22.6%	1,940 0.5%	426 0.1%	351,711 12.6%	258,010 64.2%
総計(海域)	439,495	68,033 15.5%	335 0.1%		312,680 71.1%	58,446 13.3%

各国家公園管理处企画經理課、国家自然公園管理規格經理課資料より内政部營建署まとめ(110年度國家(自然)公園面積-按現有土地利用型態及資源特性分²¹⁾)

全公園の陸域の面積割合をみると、生態保護区が64.2%と大きく、次いで一般管制区22.6%、特別景観区12.6%と続き、史蹟保存区は0.1%と小さい。国家公園によって5地区の面積割合は異なり、玉山、太魯閣、雪霸の台湾山脈²²⁾の3公園では、ともに生態保護区が70%程度を占め共通しているが、玉山、雪霸では一般管制区が25%、30%を占め、太魯閣では特別景観区が25%となっている。太魯閣では生態保護区と特別景観区が97%を占め、最も行為制限の厳しい公園となっている。墾丁(陸域)、金門、台江(陸域)では一般管制区が50~60%を占め行為制限は比較的緩やかである。墾丁(陸域)では生態保護区が30%を占める一方、金門、台江(陸域)では特別景観区が30~40%を占め、保全対象の特性によって地区区分がなされていると考えられる。陽明山については特別景観区が50%、一般管制区が30%、生態保護区が20%と行為制限の厳しい地区が比較的多い。海域については、墾丁では90%、台江では100%が一般管制区となっており、墾丁では遊憩区、特別景観区、生態保護区がそれぞれわずかに区分されている。澎湖南方四島、東沙環礁は特別景観区が50%程度、80%程度と大きく、行為規制が厳しく漁業ができない地区となっている。

利用施設が整備される遊憩区は東沙環礁には全くなく、雪霸、台江では面積が極めて小さい。一方で墾丁では海域に陸域と同じ規模の遊憩区が設けられ、各公園の利用特性に応じて設定されている。

国家公園の生態保護区、特別景観区、史蹟保存区での各種行為に対する制限は厳しく、新たな人為的な改変は加えない地区である、一般管制区での各種行為についても許可が必要となっており、日本の国立公園の規制と比較してみると、生態保護区、特別景観区は、なるべく現状を変更しない地域である国立公園特別保護地区、第1種特別地域に相当し、

一般管制区、遊楽区は各種行為は許可を得て実施できる国立公園第2種、第3種特別地域に相当すると考えられる。日本の国立公園(陸域)では、特別保護地区、第一種特別地域の面積は27%、行為制限が緩い普通地域(台湾の国家公園には相当する地区がない)が26%を占めている²³⁾。生態保護区、特別景観区が陸域の77%を占めている台湾の国家公園は日本の国立公園と比較して行為制限の強い保護地域と言える。

(5) 保全地域の相互関係

(4) までもみてきた自然資源保全に関する地域地区の重複関係を図1で確認すると、自然保留区、自然保護区、野生動物重要棲息環境(含野生動物保護区)は基本的に相互に重複していないが、鴛鴦湖自然保留区(1986成立)と棲蘭野生動物重要棲息環境(2000成立)の重複はみられる。

国家公園も含めて保全の指定地域の配置をみた図1をみると、台湾山脈では野生動物重要棲息環境(灰色)が国家公園、自然保留区、自然保護区の間を埋めるように設定され、相互補完的に山脈全体をカバーしている。北からみると插天山自然保留区(1976年自然保護区として成立)と太魯閣国家公園(1986年成立)、雪霸国家公園(1992年成立)の間の棲蘭野生動物重要棲息環境(2000年成立)、太魯閣と玉山国家公園(1985年成立)との間の丹大野生動物重要棲息環境(2000年成立)、玉山国家公園と大武山自然保留区の間の關山(1988年成立)と雙鬼湖野生動物重要棲息環境(2000年成立)である。

このように各保護地域により相互補完的に保全が図られる一方、保護地域の重複がみられる地域もある。国家公園と他の保護地域との重複関係について表3に整理した。雪霸国家公園(1992年成立)については、雪霸自然保護区(1981年成立)、櫻花鉤吻鮭野生動物保護区(1997年成立)、臺中縣武陵櫻花鉤吻鮭重要棲息環境(1995年成立)、觀霧寬尾鳳蝶野生動物重要棲息環境(2000年成立)が重複して設定されている。櫻花鉤吻鮭野生動物保護区は、タイワンマス(*Oncorhynchus masou formosanus*)の保護区であるが、古くは日本統治下でサラマヤマスとして天然記念物の種指定がなされ、1977年に武陵櫻花鉤吻鮭国有林自然保護区が成立し、国家公園成立時には雪霸自然保護区とともにすでに地域が指定されていた。また、觀霧寬尾鳳蝶野生動物重要棲息環境(2000年成立)は、フトオアゲハ(*Papilio maraho*)の保護区であり、台湾で最初の昆虫を保全対象とした保護区とされる。これは元々1975年に設定された觀霧台湾檫樹自然保護区(20ha)であり、クスノキ科の台湾檫樹(*Sassafras randaiense*)はフトオアゲハの食草である。なお、フトオアゲハは3章(1)でふれたが、日本統治下の1935年に天然記念物として指定されている。第二次大戦後、1989年に文化資産保存法に基づく希少動物に指定され、野生動物保育法の成立により2001年に同法の保育類野生動物に分類されている。このように国有林自然保護区としての保護措置がなされていた地域については、国家公園が成立した後も保護地域が重複して設定されている事例がみられる。

墾丁国家公園に重複する墾丁高位珊瑚礁自然保留区については時期的には国家公園の成立後に指定されている。この地域は、日本統治下の1902年に設立された「恒春熱帯植物育種農場」が元となり、1968年に墾丁森林遊楽区が設定され、その後拡大した森林遊楽区の一部を1994年に自然保留区としたものである。1982年に墾丁国家公園計画が公告された

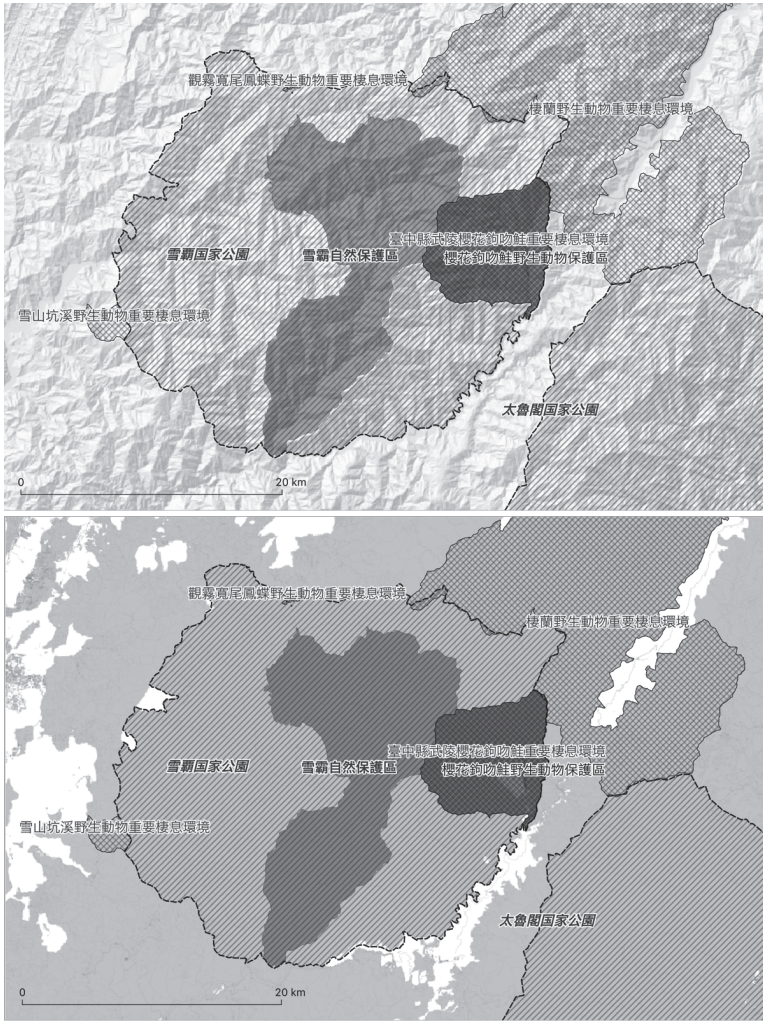


図3 自然資源の保全に関する地域地区の重複関係(雪霸國家公園付近)

上: 國家公園, 自然保護區, 野生動物重要棲息環境, 野生動物保護區の関係。点線が國家公園の区域で中央が雪霸國家公園, その南東が太魯閣國家公園

下: 各指定地域と土地所有関係(薄灰色が公有土地)

内政地理資訊圖資雲整合服務平台(TGOS)掲載の農業委員會, 内政部營建署, 交通部作成の情報による。公有土地は内政部国土測繪中心国土測繪圖資服務雲掲載の内政部「公有土地資料」(土地管理機關が公開に同意した公有土地を示し, すべての公有土地をカバーしていない)による

後に自然保留区が設定されている。自然保留区設定時点では国家公園の特別景観区であったが、1996年の墾丁国家公園の第一次通盤検討（計画見直し）に際し生態保護区に変更され立入制限が課せられるようになり、自然保留区とほぼ同等の制限となっている。このような国家公園の成立後に保護地域が重複して指定された事例は少ないとみられる。

表3 国家公園と自然保護地域との重複状況

国家公園名 (成立年)	重複する自然保護地域(成立年)			
	自然保護区	自然保留区	野生動物保護区	野生動物重要棲息環境
雪霸(1991)	武陵櫻花鉤吻蛙 (1977-97) 雪霸(1981)		櫻花鉤吻蛙(1997) 觀霧台灣檫樹 (1975-2000)	臺中縣武陵櫻花鉤吻蛙(1995) 觀霧寬尾鳳蝶 (2000)
墾丁(1982) ²⁴⁾		墾丁高位珊瑚礁 (1994)		
台江(2009)			臺南市四草(1994) 臺南縣曾文溪口北 岸黑面琵鷺(2002)	臺南市四草(2006) 臺南縣曾文溪口黑 面琵鷺(2002)
澎湖南方四島 (2014)		澎湖南海玄武岩 (2008)		

内地地理資訊圖資雲整合服務平台(TGOS)掲載の農業委員会、内政部營建署作成の保護地域の区域GISデータにより確認

(6) 保護地域の土地所有関係

保護地域がどのような土地に指定されているのか、土地所有との関係を見た場合、図3(下)に示す雪霸国家公園付近にみるように、基本的に保護地域は私有地を含めず指定していると見られる。台湾の林地面積は約200万haであり、そのうち92.8%が国有林、0.3%が県市政府管理の公有林であり、私有林は6.8%に過ぎない²⁵⁾。林地に国有林が多い背景としては、日本統治下で1910年から5年間で行われた林野調査により、所有権の曖昧だった山林原野について、所有権を主張する者は申告し、台湾総督府による測量や実地調査によってその所有者を確定し、民有の確定のないものはすべて官有地としたためであった。5年間の調査で、167,054件の申告があり、うち民有と査定されたものは約4%にとどまり、ほとんどの山林原野が官有地とされ²⁶⁾、また先住民族の居住地域はすべて官有地とされ、最初から調査の対象外とされた²⁷⁾。萩野(1965)によれば、この林野調査で土地台帳未登録地97.4万甲(1甲は約0.97ha)のうち官有地75.3万甲、民有地3.1万甲(一部未調査地あり)と整理され、民有として区分された林野は1%にも満たなかった²⁸⁾。

この台湾における林野調査は内地の明治初期の山林原野官民有区分に相当し、内地においても入会林野についてはその多くが官有化され、その後国有土地森林原野下戻法によって一部下げ戻されたが、台湾の場合は、大正期までに行われた林野調査により、大部分の林野が官有林とされた。

2章(1)でみた林務局の国有林事業区の林地の自然保護区、国土保安区、森林育楽区、

林木経営区の4区分ごとの面積は表4のとおりであり、自然保護区的面積が4割以上と最も大きく、林木経営区は2割弱であり、多くの国有林が自然保護を目的として管理されている。自然保護区には、文化資産保存法に基づく自然保留区、森林法による自然保護区、野生動物保育法による野生動物保護区、野生動物重要棲息環境、国家公園法による国家公園の生態保護区、特別景観区、史蹟保存区が含まれ、これら保護地域が台湾山脈などの森林を連続的にカバーしている背景には、国有林の広がりや自然保護を目的とした林地の配置が大きな役割を果たしている。

表4 台湾の国有林(林務局所管国有林)の林地区分ごとの面積(2020年末)

	林木経営区	国土保安区	自然保護区	森林育樂区	合計
面積(ha)	272,417	556,755	663,474	41,312	1,533,957
比率(%)	17.8	36.3	43.3	2.7	

行政院農業委員会林務局編(2021)林業統計 中華民國109年年報より

台湾山脈の森林を連続してカバーする大面積の国家公園、野生動物重要棲息環境、自然保留区、自然保護区と公有地の関係は、図4に示すとおり公有地に保護地域が指定されていることが確認できるが、国家公園には私有地も一定程度含まれている。蕭ら(2020)は内政部營建署国家公園組の内部データとして各国家公園の土地所有区分割合を示している(表5)。

その上で、澎湖、金門、陽明山、墾丁では既存住民の集落が多いため私有地も多くなり、金門、陽明山、墾丁では一般管制区が公園内における各種の地域の中で最も高い割合であることから、既存集落すなわち私有地の多さと比例しているとしている²⁹⁾。

私有地と一般管制区との関係については、一般的には蕭らの述べる関係があると考えられるが、生態保護区、特別景観区には私有地は含まれないのか、具体的に5地区と土地所有の関係について陽明山国家公園について表6に示し、あわせて図5に示した。生態保護区には私有地は含まれず、特別景観区、史蹟保存区でもごくわずかであり、これらの地区には私有地を含めないよう設定されている一方、一般管制区については60%以上が私有地となっている。

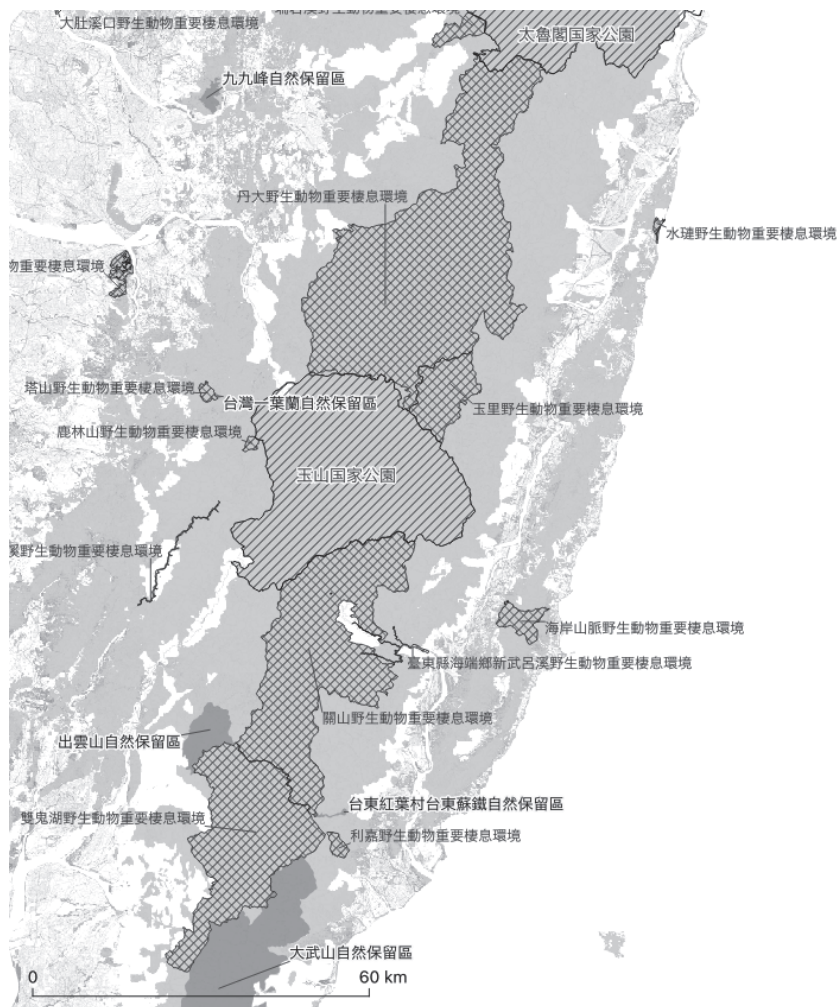


図4 台湾山脈中央部の自然資源保全に関する指定地域と公有地の関係(薄灰色が公有土地)
 内政地理資訊圖資整合服務平台(TGOS)掲載の農業委員会、内政部營建署の情報による。
 公有土地は内政部国土測繪中心国土測繪圖資服務雲掲載の内政部「公有土地資料」(土地管理
 機関が公開に同意した公有土地を示し、すべての公有土地をカバーしていない)による

表5 2019年現在の各国家公園における土地所有別割合一覧

公園名	国・公有地	私有地	原住民保留区	公私共有
墾丁	84.7%	15.3%	0.2%	0%
玉山	99.4%	0%	0.6%	0%
陽明山	74.8%	24.1%	0%	1.1%
太魯閣	97.4%	0.6%	1.9%	0%
雪霸	99.9%	0%	0.1%	0%
金門	67.8%	32.2%	0%	0%
東沙環礁	100.0%	0%	0%	0%
台江	99.9%	0.1%	0%	0%
澎湖南方四島	63.4%	36.6%	0%	0%
壽山	100.0%	0%	0%	0%

蕭ら(2020)による

表6 陽明山国家公園の地区別面積と公私所有内訳

	面積	公有地面積	私有地面積
生態保護区	2,173	2,173 100.0%	0 0.0%
特別景観区	5,234	4,818 92.1%	416 7.9%
史蹟保存区	22	17 77.3%	5 22.7%
遊憩区	236	224 94.9%	12 5.1%
一般管制区	3,669	1,421 38.7%	2,248 61.3%
総計	11,334	8,653 76.3%	2,681 23.7%

内政部(2022)陽明山國家公園計畫(第4次通盤檢討)計畫書

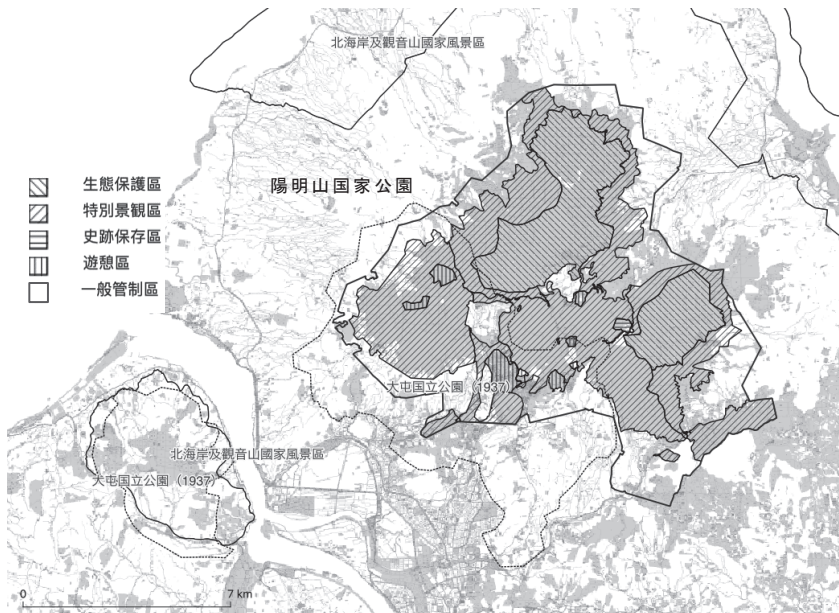


図5 陽明山国家公園の5地区区分と土地所有関係

中央の陽明山国家公園内の地区区分は凡例のとおり、薄灰色が公有地、点線線区域が大屯国立公園（1937年指定）の区域、国家公園区域外の実線線区域が北海岸及観音山国家風景区の区域

内政地理資訊圖資雲整合服務平台（TGOS）掲載の内政部營建署、交通部作成の情報、公有土地は内政部国土測繪中心国土測繪圖資服務雲掲載の内政部「公有土地資料」（土地管理機關が公開に同意した公有土地を示し、すべての公有土地をカバーしていない）による国立公園区域は国立公園10巻1号（1938）掲載の区域図による

私有地を60%以上含む陽明山国家公園の一般管制区は、「陽明山国家公園保護利用管制原則」により、第一種一般管制区から第五種一般管制区までの5地区に区分され、それぞれの地区で土地利用方針と建築物の建ぺい率などの行為許可の基準が定められている。そのうち、第三種（1,053ha）は、集落のある地区で、集落の維持上必要な施設の設置は許容され、第四種（2,421ha）は良好な自然環境を有し、維持すべき地区で農林業の利用が許可される地区である。この二類型が大半を占め、集落の維持と農林業の継続は認められている。その他の第一種（37ha）は台北市により都市計画細部計画が定められた地区で、住宅や公共施設の設置が可能であり、第二種（5ha）は公園の管理に必要な公共施設の設置地区、第五種（153ha）は管理处に確認された既存集落の改正計画がある地区と区分されている。

陽明山国家公園と同様、私有地を多く含む墾丁国家公園について、私有地と一般管制区との関係を図6に示した。私有地の多くは一般管制区に含まれている。墾丁国家公園の一般管制区は第一種（62ha）、第二種（3,386ha）、第三種（6,683ha）の3地区に区分され、第

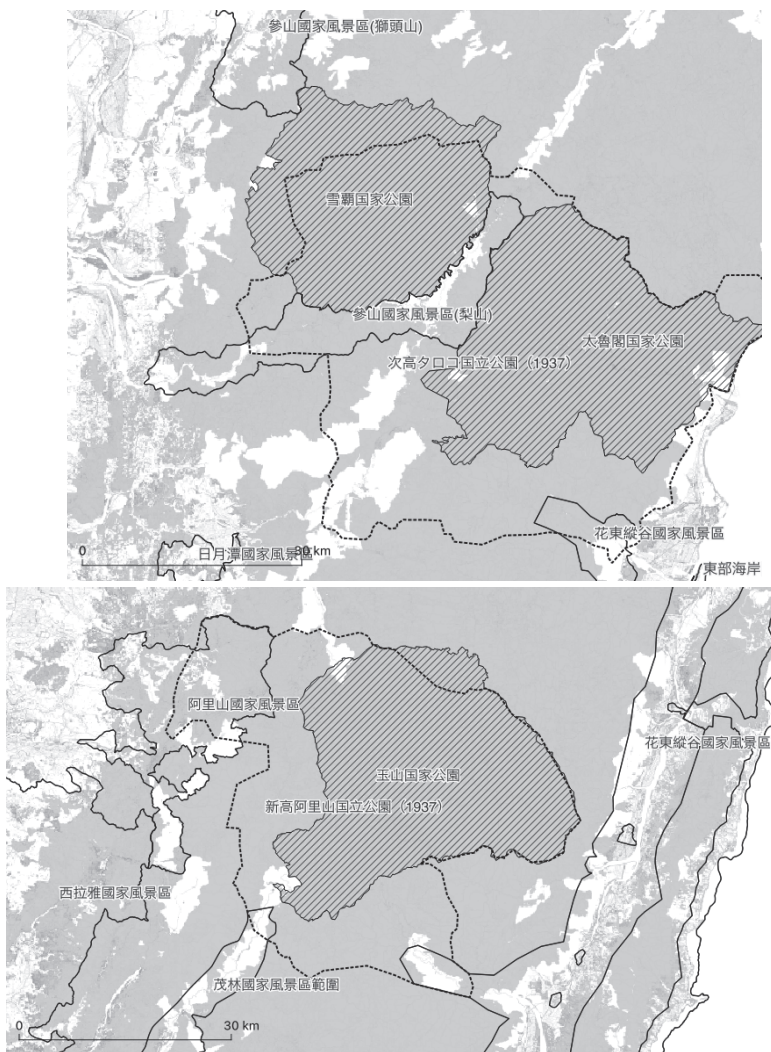


図7 次高タロコ国立公園，新高阿里山国立公園と現在の土地所有，国家公園，国家風景区との関係

薄灰色が現在の公有地，点線区域が1937年指定の国立公園区域
国立公園区域は国立公園10巻1号(1938)掲載の各公園区域図による
内政地理資訊圖資雲整合服務平台(TGOS)掲載の内政部營建署，交通部作成の情報，内政部国土測繪中心国土測繪圖資服務雲掲載の内政部「公有土地資料」(土地管理機關が公開に同意した公有土地を示し，すべての公有土地をカバーしていない)による

一種はすでに一定の観光サービス産業の集積した集落であり、面積の大きい第三種は急勾配の土地で農林業での低度利用を図る地区とされる。第二種も比較的面積が大きいが第一種、第三種に含まれない既存集落などで、地域住民の生活と農業の維持を図る地区とされ、それぞれの目的に応じた建築物等の設置が許可される。

図5には、日本統治下の1937年に指定された大屯国立公園の範囲を点線で示したが、陽明山国家公園の西部と飛地として観音山が区域に含まれていた。大屯国立公園指定時と現在の土地所有関係に大きな変化がないとすると、大屯国立公園は陽明山国家公園と比べ私有地を大きく含んでおり、日本統治下の国立公園の区域設定の考え方と国家公園の区域設定の方針は異なっている。日本の国立公園は1934年から指定が始まったが、1931年に整理された国立公園ノ選定ニ関スル方針では、副次条件として「区域内ノ土地ハ御料地、国有地、公有地、社寺有地等ヲ主ト」することと整理されていたが、実際の指定では私有地を多く含んだ公園が指定された。1937年に指定された台湾でも同様の傾向がみられる。次高タロコ、新高阿里山国立公園においては、大屯ほど私有地は多く含まれていないが、現在の土地所有と照らし合わせると、私有地を避けるような区域指定とはなっておらず(図7)、現在の太魯閣、雪霸、玉山国家公園が私有地を含まないような区域設定となっている点とは方針が異なっている。かつて国立公園に含まれていたと考えられる私有地部分の一部は、現在は国家風景区に含まれているが、国家公園の区域には含まれていない。

5. おわりに

台湾における自然資源の保全・利用の地域地区指定の全体像の把握と制度の経過を整理し、保全を目的とした地域地区指定について重複指定の状況、私有地との関係などを分析した。

保全を目的とした地域地区指定の重複は最小限となっており、森林法、文化資産保全法、野生生物保育法がそれぞれの役割に応じた地域地区の指定、管理を行っている。自然保護区から自然保留区への指定替え、さらに野生動物保護区への指定替えなど、制度改正に応じて柔軟に指定地域を切り替えてきているが、いずれの法律も行政院農業委員会所管となっている点が、このような柔軟な運用ができる背景と考えられる。内政部営建署所管の国家公園と農業委員会指定の地域地区とは一部重複がみられるが、国家公園が指定され管理されている箇所に、新たに保全を目的とした地域指定を行う例はほとんどないと考えられる。

日本においては、自然資源の保全の目的での保護地域として、自然公園、鳥獣保護区特別保護地区、天然記念物、名勝が重複して指定されている箇所がある。いずれも第二次大戦前からの法律を骨格にしている制度であり、所管機関が異なっていたことから重複指定が解消されていないが、台湾では重複指定はほぼ生じていない。本稿では、行政院農業委員会による「國土生態保育綠色網絡建置計畫(111年至114年)」による「国家保護区系統」とされる5地域の検討を行い、ふれなかったが、2015年に施行された湿地保全法に基づく重要湿地の地域指定がある。この地域指定は内政部営建署の所管であり、野生動物重要棲息環境など他の指定地域と重複する箇所が多く見られる。重要湿地の指定と保全措置の運用にあたっての他の指定地域との役割分担の整理については検討が必要である。

行政院農業委員会は「國土生態保育綠色網絡建置計畫(111年至114年)」において、1988年から農業委員会が台湾山脈の中高地を南北に結ぶ自然保護地域を優先的に指定し、630キロに及ぶ「中央山脈生態保育廊道」を形成したとし、都市・農村開発地域と山岳地帯の間の地域、平野、海岸地域に生息する生物種の保全が課題であり、特に西海岸の里山、平野、河川流域の生物生息地の体系的なネットワークの確立、維持が必要としている³⁰⁾。「中央山脈生態保育廊道」を形成している保護地域の土地所有は、ほとんどが公有地である。台湾山脈も含め森林については国有林が多いこと、国有林による保護区の設定が保全措置を先導したことにより、公有地を中心とした保全目的の地域地区指定は体系的に進められてきたと言える。今後、里山、平地、海岸に至るネットワークの構成には、これまでの公有地の保護区にとどまらず農地など多様な主体が関わる必要があり、2016年に施行された国土計画法に基づく国土計画と関連させた「國土生態緑網」の形成を指向している³¹⁾。自然資源の保全を目的とした地域地区が国土計画の中で整理され、変化が生じるのか注視したい。

本稿では自然資源の保全に関する指定地域を中心に検討したが、自然資源の利用を目的とした地域地区の経過、地域地区の相互関係等については稿を改める。

謝辞：本研究はJSPS科学研究費補助金(21K12462)の助成を受けたものである。

補注及び引用文献

- 1) 親泊素子(1994)台湾の自然保護地域と国家公園, 国立公園529, 14-19
- 2) 曾山毅(2003)『植民地台湾と近代ツーリズム』青弓社, 255-258
- 3) 西田正憲(2012)日本統治時代における台湾の国立公園, 奈良県立大学研究季報22(2), 97-136

なお、今回の検討で整理された、日本統治下の1937年に設定された3国立公園と現在の国家公園、国家風景区との重複状況は以下のとおりである。位置関係は図5に示している

国立公園	現在の国家公園	現在の国家風景区
大屯	陽明山	北海岸及觀音山
次高タロコ	太魯閣, 雪霸	參山(梨山), 花東縱谷,
新高阿里山	玉山	阿里山, 茂林, 花東縱谷

- 4) 行政院農業委員會(2021)國土生態保育綠色網絡建置計畫(111年至114年), 4, 各地域の分布については、農業委員会林務局「台湾自然保護區域圖」
<https://conservation.forest.gov.tw/0001720> (2023年5月2日最終閲覧)に示されている
- 5) 吳坤熙(2011)『觀光觀光遊憩資源實務(第3版)』揚智文化事業股份有限公司, 88
- 6) 管立豪(2003)國有林地分區及經營規範建立, 農政與農情135期
- 7) 林務局自然保育網: 自然保護區域總表
<https://conservation.forest.gov.tw/total> (2023年4月15日閲覧)
- 8) 行政院: 國情簡介: 交通部觀光局所屬13處國家風景區介紹
<https://www.ey.gov.tw/state/F5581D43B76205AA/168f050f-8c51-4f99-b849-f3705901ba8f> (2023年5月3日閲覧)
- 9) 内政地理資訊圖資雲整合服務平台(TGOS)
https://www.tgos.tw/TGOS/Web/TGOS_Home.aspx (2023年5月3日閲覧)
TGOSは台湾での政府機関の地理空間情報の総合的サイト

- 10) 後藤武秀(2009)『台湾法の歴史と思想』法律文化社, 26-35
- 11) 蔡秀卿・王泰升編(2016)『台湾法入門』法律文化社, 8-9
- 12) 李汾陽(2010)『文化資産概論』秀威資訊科技股份有限公司, 38-39など
- 13) 呉米淑(2015)台湾における観光旅行事業史1920~1970年代-日本統治時代・国民党時代の政策と関連させて一, 博士論文
- 14) 台湾観光協會:協會大事紀1957年 <https://www.tva.org.tw/History> (2023年4月29日最終閲覧)
- 15) 林崇智(1958)臺灣國立公園の開設, 臺灣文獻9巻1期, 33-38
- 16) 國史館臺灣文獻館臺灣省議會史料總庫
<https://drtpa.th.gov.tw/index.php?act=Archive> (2023年4月29日最終閲覧)に, 台湾省風景協會による省政府への建議, 請願の以下の記録が残されている
 1954年3月臺灣省臨時省議會第一屆第五次定期大會第三次會議において台湾省風景協會による請願として山地管制区域の甲種区が風景区域に属する温泉区を乙種区に変更する案の報告
 1955年4月国家公園法の制定と陽明, 中央及び玉山の三大風景区を国家公園として指定する建議
 1955年4月国際旅行連合会(及び同支部)へ参加し観光事業を發展させる建議
 1956年6月観光事業發展を重要な經濟政策として指定する建議
 1956年6月山地入山規制法を緩和し, 観光客の入山手続を簡略化する要請
 1956年6月各県市政府に毎年建設費予算中に「風景区建設費」を設け, 風景区を積極的に建設する陳情
- 17) 蔡秀卿・王泰升編(2016), 前掲11), 9
- 18) 黃裕星(1997)台湾林業經營與自然保育, 台湾林業23巻第2期, 6-14
- 19) 王中原(2017)自然地景與自然紀念物指定及廢止審查辦法簡介, 農政與農情303,
- 20) 黃嘉隆ら(2020)『守護璀璨珍寶:臺灣的自然保護區域』行政院農業委員會林務局, 173
- 21) 内政部營建署:臺灣國家公園, 統計資料 <https://np.cpami.gov.tw/關於國家公園/統計資料.html> (2023年5月2日最終閲覧)
- 22) 台湾の地形については, 齊藤享治(1989)台湾島の山地の發達段階, 北海道地理63, 9-16が, 台湾東海岸の海岸山脈と中央に南北に連なる台湾山脈に大きく分け, 台湾山脈については, さらに中央山脈, 雪山山脈, 玉山山脈, 阿里山山脈の四つの山塊に分類している
- 23) 環境省:国立公園地種区分別面積(令和4年3月末)
https://www.env.go.jp/park/doc/data/national/np_2.pdf (2023年5月14日最終閲覧)
- 24) 墾丁国家公園の成立については, 1982年9月に国家公園の計画が公告されるが, 墾丁国家公園管理処が設立されたのは1984年1月である
- 25) 農業委員會林務局:第四次森林資源調査成果, 林地與所有權屬分布面積 <https://www.forest.gov.tw/0001496> (2023年5月2日最終閲覧)
- 26) 中島弘二(2021)日本帝国における森林の開發と保全-台湾を事例に, 林業經濟研究67巻1号, 3-15
- 27) 香田徹也(2011)『日本近代林政年表〔増補版〕1867-2009』日本林業調査会, 241
- 28) 萩野敏雄(1965)『朝鮮・満州・台湾林業發達史論』林野弘濟会, 404
- 29) 蕭閔偉, 田中俊徳(2020)台湾における国立公園行政の特徴と国立公園の運営実態に対する評価, ランドスケープ研究(オンライン論文集)13, 24-34
- 30) 行政院農業委員會(2021)國土生態保育綠色網絡建置計畫(111年至114年), 8
- 31) 同上, 12

